

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 1 0 号
件 名	学費と教育条件の公私間格差是正に向け，私立高等学校への私学助成の増額，拡充を求める意見書の提出について
要 旨	<p>私立高校は建学の精神に立脚し，独自の伝統と特色ある教育を展開しながら県内高校教育の重要な一翼を担ってきました。現在県内高校生の5人に1人は私立高校に通っています。</p> <p>さて，平成22年度から実施された私立高校生への国の就学支援金制度及び本県独自の学費軽減制度により，私立高校生家庭の学費負担は一定程度軽減されました。また，平成26年度には国の就学支援金制度の見直しが行われ，低所得世帯への加算支給の増額が行われました。</p> <p>このことにより，学費の長期滞納者や経済的理由による中退者は減少しており，その政策効果があらわれています。</p> <p>しかし，新潟県内私立高校の入学金を含む初年度納入金は約52万円となっており，国の就学支援金の加算支給対象となっている年収590万円未満世帯において約17万円から35万円の学費負担が残されています。しかも，平成26年度からの就学支援金制度見直しにより年収910万円以上の世帯は支給が打ち切れ，学費の全額を負担しなければならなくなりました。</p> <p>また，私立高校における専任教員数は公立の配置基準に当てはめると公立より2割少なく，不足分を期限付きの教員で補っているのが現状です。</p> <p>私立高校は学費と教育条件において依然として公立との格差が生じています。こうした状況を是正するためには，国及び県が責任を持って私学助成の増額，拡充を図る必要があります。</p> <p>以上の立場から，地方自治法第99条の規定により，「学費と教育条件の公私間格差是正に向け，私立高等学校への私学助成の増額，拡充を求める意見書」を採択の上，関係機関に意見書の送付を行うよう陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	平成26年9月16日 市民厚生常任委員会
受 理	平成26年8月22日 第245号